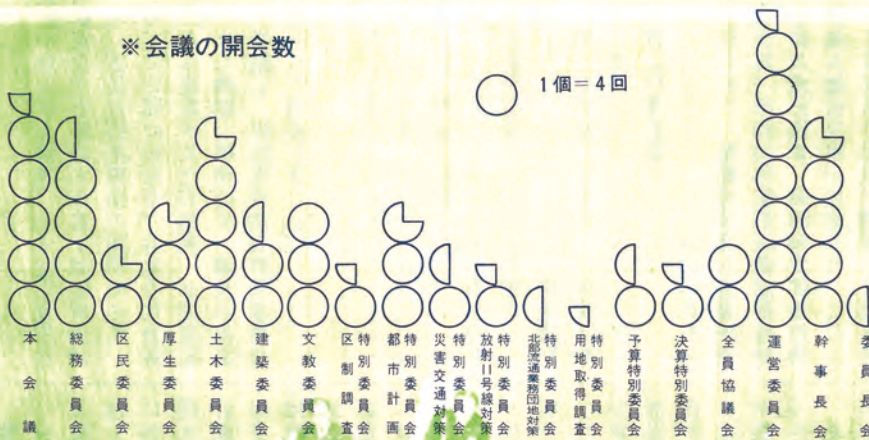


区議会だより

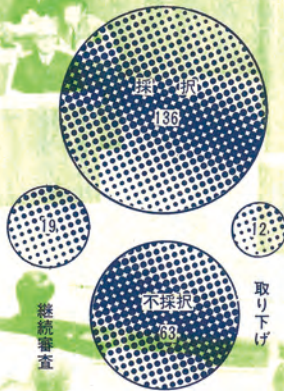
No 14
足立区議会事務局
☎(882) 1111

44年の区議会のうごき

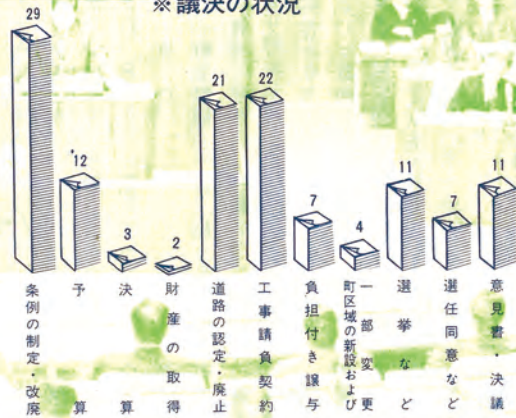
※会議の開会数



※請願・陳情 (件数)



※議決の状況



◎44年中に提出した意見書・要望書

- 低所得者階層に対する住民税(均等割)の救済是正措置
- 北部流通業務団地の建設に伴う諸要請
- 公務員の給与改訂5月実施
- 千住地区公共下水道の甲地区指定の促進
- 学校用地の先行取得について
- 自治権の拡充について
- 公務員の争議行為に伴う厳正な措置
- 隅田川の浄化促進



決算を審査する特別委員会

第4回 定例会

昭和43年度決算を多数で認定

- ★ 昭和43年度各会計の歳入歳出決算、足立区児童手当
- ★ 条例、区道路線の認定などを審議する第4回定例会は
- ★ 11月20日に開会され、区長の提案理由の説明ののち、
- ★ 会期を20日間と定め、2日間にわたり、各党の代表質
- ★ 問が展開され、区長から提案された19議案、2同意案
- ★ 件、区民から提出された請願・陳情93件、議員の提案
- ★ による4議案などを審議し、用地取得調査特別委員会
- ★ の設置をきめて12月9日に閉会しました。

第1日(9月20日)

区長の提案説明ののち、会期を11月20日から12月9日までの20日間と定め、監査委員の鈴木伸二君から区立小中学校および養護学園事務について監査報告が行なわれました。つづいて各党の代表質問を自民党、公明党、社会党、共産党の順に4名の議員が行ないました。

第2日(11月21日)

昨日に引き続きさらに4名の議員から質問が行なわれ、昭和43年度一般会計歳入歳出決算、昭和43年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算、昭和43年度用地特別会計歳入歳出決算が提案され、これらについては25名の委員で構成する決算特別委員会の設置をきめて、審査を行なうこととなり、11月24日から28日までの5日間にわたって慎重に審査が行なわれました。

昭和44年度一般会計補正予算(第4号)ほか13の議案については、それぞれ所管の常任委員会で審査することにしました。

第3日(12月9日)

決算特別委員会で審査された各会計歳入歳出決算は、藤米委員長から審査の結果と結果の報告が行なわれ、1議案ごとに表決を行ない、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は絶対多数で認定され、用地特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定されました。



そのほかそれぞれの常任委員会で審査された13議案については、委員会審査報告書が提出され、それぞれの報告書の通り原案を可決しました。

つぎに一般会計補正予算(第5号)は委員会の審査を省略し、質疑終了ののち原案の通り可決し、さらに区制調査特別委員が提案者となり特別区の自治権を確立しようという自治権拡充に関する意見書が提出され、提案理由説明が行なわれたのち、全会一致で原案通り可決しました。

なお、追加議案として、次の五つの案件が提出されました。
はじめに赤羽修司君の教育委員会委員任命の同意、次に鈴木銀蔵君の監査委員選任の同意が出され、いずれも区長の提案どおり多数で決定いたしました。

可決したおもな議案

運営委員会委員が提案者となり用地取得調査特別委員会設置に関する決議および隅田川の浄化促進に関する意見書が出され、いずれも全会一致で原案の通り可決しました。(用地取得調査特別委員の氏名は7ページにあります。)

自民党議員全員が提案者となりました公務員の争議行為に関する意見書は、提案理由説明ののち活発な質疑、討論が行なわれ、採決をし、賛成多数で原案の通り可決しました。

昭和44年度足立区一般会計補正予算(第4号)

老人医療の助成金や児童手当の支給、公共溝渠の安全対策などを盛りこんだ内容のもので、補正の総額は3億7千8百78万3千円となっております。

昭和44年度足立区一般会計補正予算(第5号)

昭和44年12月27日に行なわれる衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の費用であり、補正額は1千346万1千円で、一般会計の予算の総額は14億2千442万6千円となります。

足立区組織条例の一部を改正する条例
本木診療所条例の廃止に伴う規定の整備をするものです。
町区域の新設および一部変更について
本木町一丁目、本木町二丁目の一部、

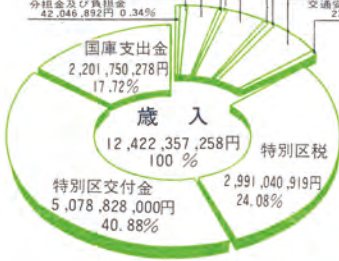
昭和43年度各会計決算

(歳入は収入済額・歳出は支出済額)

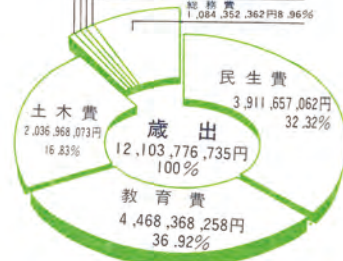
繰越金	552,052,471円	4.44%
財産収入	17,276,566円	0.14%
寄附金	7,395,631円	0.06%
都支出金	608,208,699円	4.90%
使用料及び手数料	82,449,000円	0.56%
分組金及び負担金	42,046,892円	0.34%

繰入金	557,860円	0.01%
自動車取得税交付金	197,384,000円	1.59%
諸収入	632,857,940円	5.09%
交通安全対策特別交付金	23,418,000円	0.19%

議会費	141,617,212円	1.17%
公債費	109,076,769円	0.90%
諸支出金	152,020,000円	1.25%
産業経済費	199,716,999円	1.65%
総務費	1,084,352,362円	8.96%



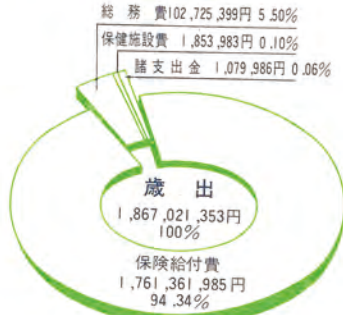
一般会計



諸収入	10,634,221円	0.53%
使用料及び手数料	2,240円	0%
繰越金	83,065,377円	4.17%



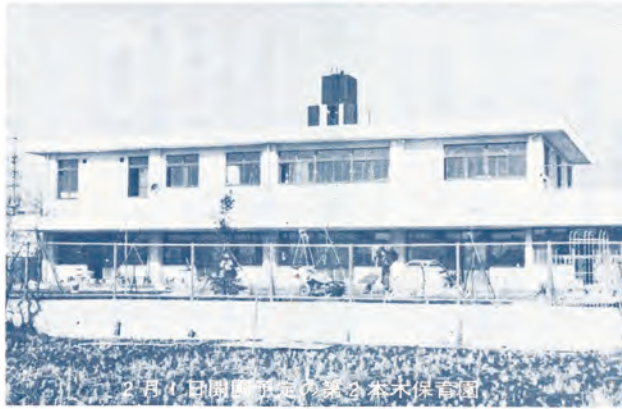
国民健康保険特別会計



用地特別会計

歳入合計 250,348,684円 歳出合計 249,922,238円

足立区児童手当条例
 義務教育を終るまでの子供が3人以上いる家庭に月額3千円の児童手当を支給するために制定された条例です。手当はそのほか20才未満の障害児については5千円などが支給されます。但し、特別区



2月1日開園予定の第2 elementary school

本木東町の一部、興野町の一部を、住居表示をして、本木一丁目、本木二丁目、関原一丁目、関原二丁目とするものです。
足立区立保育所条例の一部を改正する条例
 区立第二本木保育園を設置するため、条例の一部を改正するものです。この保育園は2月1日から開園される予定です。

町区域の新設について
 土地改良法による区画整理が行なわれ古千谷町土地改良区から町区域の新設の申請があったものです。

特別区道路線の認定について(7件)
 日の出町地内(76メートル)。西新井6丁目地内(78・17メートル)。梅田7丁目地内(69メートル)。西綾瀬4丁目地内(137メートル)。そのほか江北西部土地区画整理組合、東加平土地区画整理組合、洲江土地区画整理組合の三組合から管理を引きつぎ区道に認定するもので、その三組合から引きついで道路の総延長は2万2千158・657メートルとなります。

足立区立児童遊園条例の一部を改正する条例
 44年度の土木事業計画で、西新井第二児童遊園六月二丁目児童遊園の二カ所を開設するものです。



栗原六月町土地区画整理組合から、六月町公園、栗原町公園の移管を受けたものです。
足立区立公園条例の一部を改正する条例
 栗原六月町土地区画整理組合から、六月町公園、栗原町公園の移管を受けたものです。



■ 自民党

昭和43年度決算は、十分に自民党の意思を反映しているとはいいがたいが、執行については、一応適切な行政効果を上げたものと認め、認定に賛成する。

要望事項として歳入では区税の徴収に当っては本区の実情を考慮して徴収に努められたい。

特別区交付金については一件算定、起債の獲得に一層の努力をされたい。

歳出では各款にかなりの不用額が生じているが今後は予算編成時に十分計画を持って不用額が生じないように留意すべきである。

失対労務者の措置額が増大し遺憾である。今後は都において窓口の一本化をはかるなど、改善に努力されたい。

土木費の私道整備費について受益者負担分の軽減、あるいは区有通路条例を設けし4メートル未満の道路などを整備すべきである。又区道の認定に際しては議決後すみやかに登記手続等完了すべきである。

教育費について教育センターの構想がほぼかたまりつつあるようだが、できるかぎり早い機会に議会と協議する必要がある。予備費の充当について今後は十分配慮のうえ執行に当られたい。

■ 公明党

歳入について、区税収入が前年比11%の増収を見ているが今後住民に対し徴収に際しては苛酷にわたらないよう要望する。

特別区交付金の増額確保について格差是正のため別わくを考へ獲得に努められたい。

歳出について、発展途上という当区の特殊性から道路その他土木行政は常に先行されるべきであり、ことに道路公園の整備に努められたい。

災害時に対する備えを十分に整えられたい。

■ 社会党

昭和43年度予算は、各款にわたり要望を付して賛成の立場をとった。

決算審査に当りこれらの要望事項が、どの程度実現努力されたかを考えると、まず超過負担の解消について、ある程度の超過負担はやむおえないが、今後は更にその解消に努力すべきである。

次に職員の労働環境の格差是正について、本庁舎と出先機関の格差が是正されていない。民生費について決算の中で多額の不用額が生じている。対象人員の減ということであるが今後はその執行につ

43年度決算に対する各党の討論

たい。

零細企業に対して今後行政を濃くされたい。

献血行政について政府は市町村には助成金を支給しているが特別区は除外されている。全国第2の献血区宣言をしている当区にも国の助成が受けられるよう努力されたい。

最後に決算審査に当って執行機関から資料が提出されその価値評価に役立った。今後はさらに行政効果を知るうえからも工夫改善されグラフなどの資料を示されるよう要望して43年度決算の認定に賛成する。

いて十分留意されたい。

土木費について、ややもすると圧迫されているようだが予算編成に際しては十分配慮されたい。なお業者に対する監督権の強化には毅然たる態度で当られたい。幼稚園は2園を建設するということがあつたが我々の要望から見ると少ない。

次に土地取得などの問題について、現行条例と現実との差がありすぎて不合理である。これらの運用については今後十分検討されるよう要望する。

以上、結果を見ると要望事項が必ずしもまっとうされてはいないが執行機関の努力が多少とも実っていると判断する。

■ 共産党

用地取得特別会計は賢明な措置として認定には賛成するが一般会計、国保特別会計に関しては次の理由から決算認定には賛成出来ない。

まず一般会計について、予算の執行率の平均97・53%に対し、民生費は96・03%と他の科目に比較して低い。

また予備費が民生費に多く充当されている点と予備費が決算書に明記されている点は評価するが、依然として食糧費が全体的に明らかにされていない。

さらに本木診療所が廃止された点を指摘する。

国保特別会計については、保険給付の不用額が多い点など反対せざるを得ない。

最後に、昭和42年度決算特別委員会でも提議したように、今後の決算審査は現地調査などを行なうため、6月定例会に発足させ、事実上即した審議をするよう要望する。



各党の代表質問

自民党

公務員の争議行為について
去る11月13日のストライキ
は、地方公務員法に違反して
いる。また執務時間の変更が
組合によって示されたのは、
行政権の侵害であり、区長は
どのような態度を示されたか。法に基づ
く厳正な処分を都知事に要望する考えは
ないか。

▼一般職員については、公務員の本質を
わきまえ、批判を招かぬよう各職員に示
達してあるが、参加者がいたことは遺憾
であり都の定める基準に従って処分をす
る。

土木行政の後進性に伴う改善方策につ
いて

本区は広大な地域を有する区として急
速な整備が要望されており、財源的に制
約されていることは理解
できるが、道路改善のた
めどのような努力をし、
今後どのような方策をと
るかをうかがいたい。

▼本区は地域が広く、緑
地が42%を占めており、
道路としては日光街道のみであったが、
道路率を上げるためには、都市計画道路
の早期完成と、区画整理事業が容易にで



きるように努力したい。
学童の心臓疾患精密検査実施について
腎疾患検査のため本年度より実施した
学童集団検尿は、全国的にもモデルケー
スとして反響が大きい。来年度はさらに
早期発見が重要な心臓疾患の精密検査を
実施すべきである。

▼最近心臓疾患が重要視されて、その必
要性は十分認めるが、財政面の問題もあ
るので、十分検討のうえご期待にそうよ
うにしたい。

地下鉄9号引込線の営業線化について
43年2月22日の全員協議会において、
営団の説明は将来地

域が発展すれば営業線
化もあり得るという微
妙な発言であったが、
この件で意見書・陳情
書も出されているが、
そのときの状況はどう
だったか。



▼43年4月15日に前議長と陳情書を持っ
て営団の建設本部長に会い、環七付近に
駅を設置する予定といったが、時期は言
っていない。営業線化についても強力に
要望していきたいと考えている。

保母の職務について

保母の仕事は保育時終了後に日誌、園
児の記録などの雑務があり、かなりの激
務である。これら保母の職場環境などの
改善を実施すべきではないか。
▼保母の定数については、国、都の一定

基準がありみだりに増員するわけにはい
かない。保母の充足は困難であるが、今
後の課題として機会あるごとに都に要望
したい。

公明党

総合グラウンドと武道館建設
について

永年主張した総合グラウンド
の建設計画が出来たことはよ
ろこばしい。起債によること
になっているが、その交渉状

況はどうか。また内容
の具体性を明らかにし
武道館も建設すべきだ
と思うがどうか。

▼総合グラウンドの起債
獲得については目下極
力交渉をすすめている。
計画内容は起債の許可
が下りてから明らかにしたい。ご指摘の
武道館建設については、趣旨には賛成な
ので、将来長期計画の中に取り入れてい
きたいと思う。



教育センター内の青少年施設について
働く青少年の余暇利用として、健康な
精神を育成するうえからも、社会教育の
施設が必要であり、現在教育センターの
建設が計画されているが、それらの施設
について、どのような構想があるか。

▼教育センターはまだ構想がまとまってい
ない。しかし一般青少年をふくめた施
設を取り入れたら皆さんのことを考
えており現在は構想をねっている段階で
ある。

心身障害センターの誘致について
心身障害児の施設として足立に児童学
園が一つあるが、18才までである。東京
都でも足立区に建てたいと言っており、
18才以後の小規模な訓練所建設の実現性
についておたずねしたい。

▼大谷田一丁目には女子を中心とした作
業所があり、本木町、青井町にも授産場
があるが、都の方で江東方面に授産場を
作る予定であるので、誘致も進めたい。
河川浄化協議会の設置について

最近の綾瀬川、隅田川の汚染はひどい。
綾瀬川の汚染については早くから指摘し
ているが、その後どんな行動を起された
か。また当区が音頭をとって河川浄化協
議会を設置し、各区と連携して全都的推
進力となる決意があるか。

▼適切な意見なので、公害問題協議会の
設置とともに、公害に属する問題であるの
で、ともに十分検討したうえで考慮したい。

副読本の無償供与について

教科書について本年
から完全無償配布とな
ったが、副読本、副教
材費などの父兄負担は
大きく、これらは公費
で負担すべきものであ
り、無償で配布する考
えはないか。



▼副読本は都の措置に入っていないので
本区も私費解消に苦心しており、都でも
これらをふくめて予算を要求しているの
で、それが解決すれば自然にこの問題は
解決すると思う。

各党の代表質問

財政調整の格差是正について

社会党

特別区の自主財源1%が自治法の施行規則で定められているが、ほかの完全自治体の市町村は2%が自主財源であり、町村は1%が自主財源であり、制限自治体でも2%に拡大する運動を起すべきである。

▼都区財政調整は区長会でも意見を統一することは困難である。9%を7%にする問題は税収入のアンバランスがあつて7%にするときさらに自主財源のアンバランスが多くなると思われる。

単位費用について

当区は2種住宅の増により人口政策のしわ寄せがきており、区の単位費用計算が23区一律ということではなく、当然にプラスアルファを要求すべきである。

▼本年度の財整調整において、特たくを作つてもらわなければ、格差是正は出来ないと言つてあるしかし現在それは不可能なので、一件算定で、余分にもらつてくる以外に方法がない。



財産価格審議会条例施行規則の改正について

財産価格審議会の構成は理事者が5名議会から3名、ほかから3名となつており、第8条第2項で出席委員の過半数で決めるとなつており、結論はおのずから明らかである。区議会議員5名に変更する考えはないか。

▼当初条例を制定したときは都の条例に準じて制定したが、各区においても審議会を作つていたので、その状況を十分調査し、改正については期待にそいたい。

▼中小企業の職業別協同団地化について公害は目に見えないところで人体に影響をおよぼす、区内の中小企業を職種ごとに協同団地化をし、完全な公害除去対策を指導する考えはないか。

▼この問題については都が積極的にやるべきであり、区は側面からバックアップして事業を推進すべきであると考えている。

給食費の未納について

現在給食費の未納はかなりの額であるが、解決には二つの方法がある。一つは全額公費負担であり、もう一つは保護費から給食費を差し引いて直接学校長に渡す方法だが、生活保護法では可能と思われるが解決策をうかがいたい。



▼生活保護法32条によつて学校長渡しも可能であるが、本質的には給食費の未納者は7・8%であり、大部分の人はちゃんと払つているので、制度を変えるわけにはいかないが、制度的には研究する余地があるので別途検討したい。

共産党

自動車排気ガス対策について

自動車排気ガス除去装置をつけることは、今すぐ実行可能である。最近の調査によると、露路うらでも亜硫酸濃度は高く、都民の生活をおびやかす公害である。今後どのような措置をするのか。

▼排気ガスは大気汚染防止法により都知事において実施する義務がある。しかし交通量が激増している当区は、薬剤師会の協力を得て汚染調査をしているが、今後も引き続き環境浄化に努力したい。

日清紡西新井化成工場の公害対策について

同工場におけるホルマリン臭気はうすらいだが、他の製品作成工程でTDIという有毒成分が出て、気管支炎、喘息の原因となっている。これまでの調査と今後の対策についてうかがいたい。



していない。区内の公園、道路、水路などで働く人達に作業服の上下を揃えてやり、年末をひかえ、山の手なみの年末一時金を支給すべきである。

▼失対労働者の賃金は労働大臣が定めることになつており、区が賃上げを行なうのは不可能である。期末手当については例年の通り国や都が決まつてから考えた。

学校給食調理士の待遇改善について

給食調理士は環境が悪く重い荷の運搬等で腰痛を訴え、病気で欠勤すると同僚に負担がかゝるといふが、流行性感冒などでは全校に波及し、休校になるおそれもある。この点についてどう考えるのか。

▼その問題は大事に取り上げて運搬車も買い上げたし、寒いときには暖房もお願ひした。定数基準の問題は都の方でもいろいろ研究しているようである。

出張所跡地の区民集会場について

江戸川区において、ミニ区民会館がオープンしたという新聞記事があつたが、第二出張所跡地にも同様な公営の集会場を作ることを、45年度予算編成で考慮する余地はあるのか。

▼常東出張所を新設してその中に小規模な老人集会場も併設しており、第二出張所跡地に老人の施設を作ることは考えていない。



自治権拡充に関する意見書

東京都の23特別区議会は、かねてより自治権の拡充をはかるため区長の公選制の実現、財政権の確立、事務事業の移管などを3本の柱として強く政府に実現方を要望してきたところである。

さきの第13次地方制度調査会は、市町村圏および地方公共団体の連合に関する

答申をするにとどまり都市制度の問題については結論を得るに至らず中間報告にとどめ近く発足が予定される第14次地方制度調査会において、この問

題を中心に検討される模様であるが、現在までの審議経過からみて同調査会の今後の動向については重大な関心を寄せるものである。特別区制度

については、都市制度に関する中間報告によっても明白な

とおり現在の特別区を行政区化する等の動きがあることは、特別区が従来から要望し続けてきた自治権の拡充に逆行するものである。

およそ、地方自治の強化、拡充は民主主義政治の基本であることは論をまたぬ

ところであり、むしろ住民自治を積極的に推進するために特別区の主張する自治権拡充の3本の柱を達成すべき助長措置を講ずることこそ最大の急務である。

地方自治の本旨よりして、いやしくも住民自治の機能を弱体化の方向に進める

意見書

要旨

がごとき特別区制度の改正には反対の意を明らかにするものである。

よって、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

足立区議会議長

内閣総理大臣・自治大臣あて

公務員の争議行為に関する意見書

東京都労働組合連合会傘下の各単位組合は人事院勧告の完全実施、都人事委員会の第10次賃金改訂の完全実施を主体として、沖繩全面返還、安保条

約廃棄などの政治的問題を含めて11月13日、出勤制限から約1時間半にわたり統一ストライキを決定した。

この統一ストライキにより区役所出入口の閉鎖による事務の停止、小中学校の授業放

棄、通学児童の交通危険など一般区民生活に多大の影響を与えたことは、区民の利益をまもり全体に奉仕する公務員として法を無視した暴挙であることは明らかである。

およそ、公務員の争議行為に関しては地方公務員法の定めるところにより一切の争議行為が禁じられているにもかかわらず、かゝる違法行為が近年ならん抵抗もなく繰り返えされる傾向にあることはまことに遺憾とするところである。

当局においては、人事の厳正な管理と

ともに職員の指導を一層徹底し公務員の姿勢を正し、勤勉な職員については信賞の途を講じ、職場放棄をした職員については毅然たる措置を講じ、今後このような違法行為を平然とおこなう風潮を改めることを強く要望するものである。

右、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

足立区議会議長

都知事・都教育委員会委員長あて

隅田川の浄化促進に関する意見書

当区の区境を流れる隅田川につきま

しては、上流部からの浄化用水の放流等種々の汚濁対策が講ぜられているものの、現在に至るまでその成果は必ずしも見るべきものがない。

本来住民にやすらぎを与え、また都市の景観をひきたてるべき川は、現在巨大な排水路と化し、いたずらに黒い水を流すのみで、常に悪臭をまきちらし、また住民の健康と生活をおびやかすなど、下町地域における公害の大きな原因となっている。

隅田川がこのような状態になったのは本川及び支川沿岸地域の急激な市街化、工業化の結果、排出される大量の工場廃水、家庭汚水の大部分が、永年にわたり直接河川に放流されていることがその最大の原因であり、加えて勾配1万分の1という本川の特徴がこれを悪化させてい

るのである。

隅田川を今の死の状態から、一日も早く臭いや汚濁のない都民のふるさとの川としてよみがえらせるため、都において早急に沿岸地域の公共下水道化の促進、浄化用水の常時放流、浚渫、空気の吹込みならびに上流部における汚濁の未然防止等、必要な措置を講ぜられ、これが実現に一層の努力を払われるよう要望する。

右、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

都知事あて

足立区議会議長

用地取得調査特別委員会の設置

の設置

12月9日の本会議で、区立栗原保育園(仮称)の用地取得に関する経過等の調査を目的として、地方自治法第100条の調査権も委任して設置された特別委員会で

委員の氏名は別掲のとおりです。

用地取得調査特別委員会 (定数14名)

- ◎委員長 ○副委員長
- ◎鈴木武次 佐藤英一郎
- ◎倉持伝次 白村益治郎
- 小川三郎 北詰光男
- 鈴木次夫 森 信雄
- 大神田貞英 永島安三
- 遠峰富次 榊原 茂
- 藤来 勇 古性 直

区民の請願・陳情

採択されたもの

○学童保育所の設置(9件) 〓 湖江小学校区内(2件)、湖江1小学校区内(2件)、新田地域、西新井2小(2件)、亀田小長門小

○区道の認定(14件) 〓 小台二丁目329番地先、梅田二丁目7番先、梅島三丁目264番地先、本木西町18番地先、足立二丁目265番地先、足立三丁目10番先、大谷田一丁目585番地先、西綾瀬二丁目1008番地先、大谷田一丁目41番先、青井四丁目12番先、西新井一丁目500番地先、西伊興町24番先、江北四丁目7番先、弘道一丁目22番先、6号先

○区道の舗装(5件) 〓 梅田四丁目9番先、本木西町18番地先、西新井六丁目11番先、本木四丁目483の1番地先、新田二丁目28番地先

○区道の拡幅 〓 六木町148番地先

○街路灯の設置(3件) 〓 入谷町2612番地付近、鹿浜二・三丁目、西新井町1428番地先(区道部分については願意にそうよう努力されたい)

○児童遊園の設置 〓 千住東一丁目内、児童公園の設置 〓 舎人地区(児童遊園設置の方向で願意にそうよう努力されたい)

○河川の埋立 〓 新田地区

○区道の側溝設置(3件) 〓 梅田五丁目13番地先、栗原町801番地外、神明南町290番地先

○道路のかさ上げ 〓 西新井町1166番地先

○側溝の改修 〓 青井四丁目1番先

○区道の舗装とU字溝設置 〓 神明南町290番地先

○信号機の設置(2件) 〓 西新井町102番地先、本木町一丁目427番地先

○信号機、ガードレールの設置 〓 鹿浜三丁目19番先

○十字路に反射鏡の設置 〓 大谷田新町二丁目88番地先



○防犯灯の設置 〓 栗原町内の一部

○運動場への歩道橋設置 〓 12中

○水路の蓋かけ(5件) 〓 梅田四丁目14番先、梅田四丁目5番先、梅島一丁目35番先、島根一丁目9番先、13番先、大谷田新町二丁目48番地先

○隅田川浄化対策の促進

○特殊学級の設備整備の促進

○校舎の改築(7件) 〓 関原小、千寿2小、長門小、五反野小、本木小、6中、栗島小

○校舎の増改築(3件) 〓 元宿小、西新井1小、北三谷小

○校舎改築とプール設置 〓 柳原小

○放射12号線の事業と事業化促進

不採択となったもの

○特殊学級に専用電話の設置(理由)現段階では実現が困難である。

○特殊学級(中学校2学級)を3担任として専門教科に時間講師の配当(理由)区の事務ではないため趣旨にそ

いかなる。

○中学校非常勤講師に年末一時金の支給(理由)現行法上趣旨にそいかなるが待遇改善については別途善処されたい。

○竹の塚、保木間、花畑地区に児童図書館の設置(理由)独立図書館の設置は現段階では実現困難である。

継続審査となったもの

○公会堂の建設 〓 千住地域

○旧第1出張所庁舎返還

○バス路線の開設 〓 堤北地区

○学童保育所の設置(2件) 〓 東綾瀬地区、興本小通学区内

○傷痍軍人会に助成金の増額

○児童遊園の設置(3件) 〓 本木診療所跡地、新田三丁目17番地先、舎人町水川神社、諏訪大明神境内

○失対労務者賃金値上げ

○失対労務者作業服支給

○失対労務者年末一時金支給。

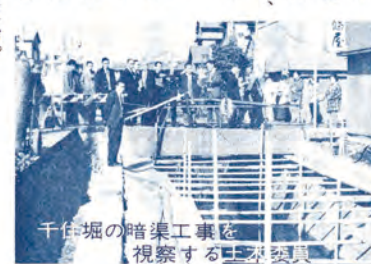
○道路の舗装 〓 興野町1164番地先

○街路灯の設置(2件) 〓 旧牛田堀認定道路上、島根一丁目2番地先

○遊歩道の設置 〓 千住堀暗渠済部分

○体育施設の設置 〓 諏訪木西公園内、

○都営住宅建設の中止 〓 アツミ油脂小台工場敷地



千住堀の暗渠工事の視察

○有毒ガスの除去 〓 日清紡績西新井化成工場

請願・陳情の出し方

区民の皆さんが区議会に請願や陳情を出されるときは、次の要領で出してください。

1. 請願書は議員1名以上の紹介が必要で
2. 陳情書は議員の紹介はいりません。
3. 要旨・理由は出来るだけ簡単・明瞭に書いてください。
4. 道路、その他場所を指定する内容のものについては、必ず略図(複写できる薄い紙)を添えてください。

そのほか、くわしいことは区議会事務局にお問い合わせください。

※請願(陳情)書例

〇〇〇に関する請願(陳情)書

紹介議員 氏名

(本文)

〇〇〇に関する請願・陳情書

年月日 請願(陳情)者 住所 氏名 職

足立区議会議長 殿

あとがき

区民の皆さまには、希望にみちた新年をお迎えのことと存じます。

「区議会だより」も本号で14号となりました。本年も一層の努力をしてまいりますから引き続き、ご愛読ください。